

部落差別の解消に向けた法整備の歴史

1947年（昭和22年）日本国憲法の施行

第14条【すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない】

※条文中の「社会的身分」は部落差別を意味する。

1969年（昭和44年）同和对策事業特別措置法（特措法）の施行

部落差別の実態を指摘し、その解消が国の責務であるとした1965年（昭和40年）の同和对策審議会答申を受け、環境改善を目的としたインフラ整備や教育保障、生活支援等の事業を実施。

1995年（平成7年）小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の施行

部落差別の解消を目的に、人権侵害に関する相談体制の充実や、同和教育や市民啓発を推進することを定めた条例。

2000年（平成12年）人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行

国及び地方公共団体に対し、人権教育・人権啓発に関する責務を定め、国民に対しては、人権尊重社会の実現に寄与するよう努めることを定めた法律。

2016年（平成28年）部落差別の解消の推進に関する法律の施行

歴史上初めて「部落差別」という文言を使用した法律。現在もなお部落差別が続いていることや差別の実態がインターネット上に広がりつつあることを明記し、国と地方公共団体に対し、部落差別解消の責任を負っていることを明文化した法律。

差別を禁止する法律の制定を

SNSが普及し、誰もが多くの人とつながることができるようになった反面、目を覆いたくなるような誹謗中傷やデマがネット上に書き込まれるようになりました。実際に、一方的な誹謗中傷により自殺に追い込まれる事件も起きています。このような現状に対し、国は2022年7月、ネット上の誹謗中傷やデマを抑止するため、侮辱罪の厳罰化を行いました。

しかし現在でも、差別的な書き込みやヘイトスピーチ等、差別そのものを禁止する法律は存在しません。この理由は、差別かどうかの基準を明確化することが困難であることや、憲法で保障されている「表現の自由」を侵しかねない、などの理由が挙げられています。ところが、海外では欧州をはじめ、様々な国で性差別や障がい者差別、ヘイトスピーチなどを禁止する法律が制定されています。差別の現実に対し、きちんと向き合うか、その姿勢が問われています。



差別をなくすために 第46集

発行年 2023年

発行 小郡市教育委員会
人権・同和教育課